

毎週火・金曜日発行

島根県報

第一、三六七号

平成十四年五月十四日

(火曜日)

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の三第五項で準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、次のとおり土地改良事業の変更施行に同意した。

平成十四年五月十四日

島根県知事 澄田信義

事業主体名	事業名	同意年月日
邑智町 内田地区農道事業（基盤整備促進事業）		平成十四年四月二十四日

告示
目次
土地改良事業変更施行の同意
漁船損害等補償法の規定に基づく付保義務の発生
島根県漁業近代化資金等利子補給金交付要綱の一部
改正
島根県漁業經營再建資金利子補給事業実施要綱の廃止
平成十四年度地籍調査事業の決定
廃川敷地等の発生

公 告
狩猟免許の更新のための適性検査及び狩猟に関する講習会の開催
教委告示
島根県指定有形文化財の指定

正誤
平成十四年四月二十六日付け島根県報第一、三六三（都市計画課）五
号中

島根県告示五百八号

島根県漁業近代化資金等利子補給金交付要綱（平成十三年島根県告示第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

平成十四年五月十四日

島根県知事 澄田信義

仁摩町加入区（仁摩町漁業協同組合）

平成十四年五月十四日

公 告

島根県告示五百八号

島根県漁業近代化資金等利子補給金交付要綱（平成十三年島根県告示第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

平成十四年五月十四日

島根県知事 澄田信義

島根県告示五百八号

告示

第五条中「別表第二の四」を「別表第二の三」に改める。
別表第一中三の項を削り、四の項を三の項とする。
別表第二の三を削り、別表第二の四を別表第二の三とする。

附 則

この告示は、平成十四年五月十四日から施行する。

島根県告示第五百九号

島根県漁業経営再建資金利子補給事業実施要綱（平成十三年島根県告示第二百七十九号）は廃止し、平成十四年五月十四日から施行する。

平成十四年五月十四日

島根県知事 澄田信義

島根県告示第五百十号

国土調査法（昭和二十六年法律第二百八十号）第六条の三第二項の規定により、平成十四年度地籍調査事業計画を次のとおり定めたので、同条第五項の規定により告示する。

平成十四年五月十四日

島根県知事 澄田信義

益 田 市	出 雲 市	浜 田 市	松 江 市	調 査 を 行 う 者 の 名 称	調 査 区 域	調 査 期 間
高津 1 — 1 — 4 2	高津 1 — 1 — 2 2	上塩治 ① 和久輪	佐野町 3 佐野町 2 佐野町 4	長海 ④ 生馬① 東忌部①	長海 ③ ② ①	島根県告示第五百十号 （平成十三年島根県告示第二百七十九号） は廃止し、平成十四年五月十四日から施行する。
交付決定の日から平成十五年三月三十一日 交付決定の日から平成十五年三月三十一日	交付決定の日から平成十五年三月三十一日 交付決定の日から平成十五年三月三十一日					

頓 原 町	掛 合 町	三 刀 屋 町	木 次 町	大 東 町	横 田 町	仁 多 町	広 瀬 町	島 根 町	江 津 市	大 田 市	大田⑦ 田⑧
獅子 1 花 栗 1 頃原 村 2 頃原 村 1	波多 ⑧ 入間 5 飯石 4	入間 4 飯石 2	楓之屋 2	下久野 2	川井 薦沢 1	竹崎 3 佐白 1	東 4	東 3	大芦 9 大芦 8	川平 町平 田4 区	交付決定の日から平成十五年三月三十一日 交付決定の日から平成十五年三月三十一日
交付決定の日から平成十五年三月三十一日 交付決定の日から平成十五年三月三十一日	交付決定の日から平成十五年三月三十一日 交付決定の日から平成十五年三月三十一日										交付決定の日から平成十五年三月三十一日 交付決定の日から平成十五年三月三十一日

西郷町	中村①-1 金峯山-1-2	交付決定の日から平成十五年三月三十一日
五箇村	小路⑥・苗代田② 都万⑭	交付決定の日から平成十五年三月三十一日
都万村	苗代田③・南方② 都万⑮	交付決定の日から平成十五年三月三十一日

島根県告示第五百十号

河川改修工事の施行に伴い、廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、島根県土木部河川課及び島根県隱岐支庁土木建築局に備え置いて縦覧に供する。

平成十四年五月十四日

島根県知事 澄田信義

(一) 土地 二四一二・六一平方メートル
(二) 土地 五一二・二四平方メートル

公 告

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正七年法律第三十二号）第七条ノ四第一項及び第三項の規定に基づき、狩猟免許の更新のための適性検査及び狩猟に関する講習会を次のとおり開催するので、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則（昭和二十五年農林省令第百八号。以下「施行規則」という。）第十条において準用する施行規則第三条第二項の規定に基づき公告する。

平成十四年五月十四日

島根県知事 澄田信義

一 適性検査及び受講の対象者	
島根県内に住所を有し、狩猟免許の更新を受けようとする者	
二 講習科目及び時間	
科 目 時 間	
鳥獣保護及び狩猟等関係法令に関する事項	
鳥獣の判別等に関する事項	
猟具の取扱い等に関する事項	
三時間以上	
三 適性検査	
科 目	検 察 事 項
視 力	視力及び視野の検査
聴 力	聽力の検査
運動能力	歩行、四肢の屈伸、拳手及び手指の運動能力の検査

四 開催日時及び場所等

- 一 河川の名称
 - 二級河川 重桜川水系 小路川
- 二 廃川敷地等が生じた年月日
 - 平成十四年五月十四日
- 三 廃川敷地等の位置
 - (一) 隠岐郡五箇村大字小路字堀町田一三番四地先から八番三地先まで
 - (二) 隠岐郡五箇村大字小路字堀町田八番三地先から同所 字松本三八番一地先まで
- 四 廃川敷地等の種類及び数量

2 狩猟免許更新手数料

狩猟免許更新申請書に記載事項を記入し、写真（申請前六ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦三・六センチメートル、横二・四センチメートルのもので、裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの）一枚を添えて申請すること。
また、施行規則第二条第二項第一号に該当する者（鉄砲の所持許可を現に受けている者）にあっては、医師の診断書を添付すること。

月 日	時 間	所在地及び会場名	対象区域
六月 六日 (木)	午前九時～	出雲市大津町一一三九 出雲合同庁舎	出雲市、平田市 簸川郡
六月一一日 (火)	午前九時～	大原郡木次町大字里方五三一の一 木次合同庁舎	大原郡、仁多郡 飯石郡
六月二六日 (水)	午前九時～	益田市昭和町一三の一 益田合同庁舎	益田市、美濃郡 鹿足郡
七月 五日 (金)	午後二時～	浜田市片庭町二五四 浜田合同庁舎	浜田市、江津市 那賀郡
七月一一日 (木)	午前九時～	松江市東津田町一七四一の一 松江合同庁舎	松江市、安来市 八束郡、能義郡
七月一七日 (水)	午前九時～	隱岐郡西郷町西町字吉田二の一 隱岐島文化会館	隱岐郡
八月 一日 (木)	午前九時～	邑智郡川本町大字川本二七九 川本合同庁舎	邑智郡
八月 五日 (木)	午後一時三〇分	大田市長久町長久八七の一 大田集合庁舎	大田市、邇摩郡
九月 五日 (木)	午前九時～	松江市東津田町一七四一の一 松江合同庁舎	県下全域

二千九百円（当該金額に相当する額の島根県収入証紙を申請書の手数料欄にはり付けて納付すること。）

3 狩猟免許更新申請書提出期限

隠岐支庁林業課及び各農林振興センター林業課に備え付けた狩猟免許更新申請書用紙により、当該講習及び適性検査実施日の十日前までに提出すること。
なお、郵送する場合は、封筒の表に「狩猟免許更新申請書」と朱書きし、受講票の送付に必要な郵送料に相当する郵便切手をはり付け、あて名を明記した返信用封筒を添えて提出すること。

4 申請書の提出先

住所地を管轄する隠岐支庁林業課及び各農林振興センター林業課に申請すること。

教 育 委 員 会 告 示

島根県教育委員会告示第二号

島根県文化財保護条例（昭和三十年島根県条例第六号）第四条第一項の規定に基づき、次の有形文化財を島根県指定有形文化財に指定したので、同条第四項の規定により告示する。

平成十四年五月十四日

島根県教育委員会委員長 中 村 俊 郎

種 别	名 称	員 数	所 在 地	所 有 者
建造物 附 古材 二個	恵比須神社 本殿 拝殿 棟札三枚			
一棟	邇摩郡温泉津町沖泊八二〇			
	龍御前神社			

正

誤

毎週火・金曜日発行
平成十四年四月二十六日付け島根県報第一、三六三号中に誤りがあつたので、次のように訂正する。

ページ
〃四

上段

始めから五
始めから四

浜田市

誤

江津市

正

平成十四年五月十四日印刷

発行者 島根県

印発行所
松江市
松江市学園
市殿町
南島根
松島陽根
印刷所
県庁

定価一箇月 金二千四百二十円(送料共)